

静岡県告示第298号

静岡県外国人労働者実態調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和元年10月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 調査の目的

本調査は、静岡県内事業所における外国人労働者の受入態勢と活用状況を把握することで、今後、県が実施する多文化共生施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

- (1) 外国人労働者雇用の有無
- (2) 外国人労働者を活用している理由
- (3) 外国人労働者を受け入れてきた中で困ったこと
- (4) 外国人労働者に対する日本語教育の状況
- (5) 外国人が病気やけがをした時の対応
- (6) 外国人労働者の住居の状況
- (7) 外国人労働者に対して行った教育訓練・能力開発
- (8) 行政に望むサービス
- (9) 地域コミュニティへの参画状況 等

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 原則、従業員数25人以上の県内事業所

4 調査期日

令和元年8月19日から10月15日まで

5 調査方法

無作為抽出による郵送調査